

ホームページ公開用

平成29年第1回

定 例 会 会 議 録

開会：平成29年3月28日

安房郡市広域市町村圏事務組合

平成29年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会議事録

1. 平成29年3月28日(火) 午後4時00分

1. 館山市コミュニティセンター1階第1集会室

1. 出席議員 8名

1番 榎本 祐三	2番 本橋 亮一
3番 大和田 悟史	4番 鈴木 美一
5番 鈴木 直一	6番 栗原 保博
7番 伊藤 茂明	8番 渡邊 信廣

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

理事長職務代理者	石井 裕	理事	金丸 謙一
理事	亀田 郁夫	理事	白石 治和
代表監査委員	石井 洋	会計管理者	石井 修
消防長	川上 良之	消防次長	坪井 勇一郎
消防本部総務課長	真田 薫	消防本部警防課長	本多 孝之
消防本部予防課長	佐久間 初日	消防本部総務課長補佐	里見 成司
事務局長	渡辺 俊幸	事務局庶務係長	田村 嘉教
事務局技術担当主幹企画 事業係長事務取扱	角田 照夫	事務局環境施設 整備推進室長	吉野 正恭

1. 出席事務局職員

議会書記長 和泉澤 忠信 書 記 久保 正治

1. 議事日程

平成29年3月28日 午後4時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 安房郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例
の制定について

日程第4 議案第2号 安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の

		制定について
日程第 5	議案第 3 号	安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の制定について
日程第 6	議案第 4 号	安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第 7	議案第 5 号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 7 号	安房郡市広域市町村圏事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第 10	議案第 8 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 9 号	安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 10 号	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 11 号	平成 28 年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 14	議案第 12 号	平成 29 年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算

閉会 午後 5 時 11 分

開会宣言

議長（鈴木直一君）

開会に先立ちまして、鴨川市長に当選されました亀田市長さんには心からお祝いを申し上げます。今後のご活躍を祈念いたしますとともに、併せて当広域圏の発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

この際、ご紹介を申し上げます。亀田郁夫市長さん一言、ご挨拶をお願いいたします。

理事（亀田郁夫君）

はい。ご紹介をいただきました亀田です。不慣れですが、何とぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

(一同拍手)

議長（鈴木直一君）

ありがとうございました。以上でご紹介を終わります。

ここで理事長職務代理者より、先ほどの理事会のご報告をお願いいたします。

理事長職務代理者（石井 裕君）

はい。それでは、本日開催されました理事会におきまして、新たな理事長を選任しようということで協議をいたしましたので、その結果をご報告させていただきたいと思っております。

数ヶ月来、皆様ご承知のように職務代理という体制の中でこの広域圏の運営をしてまいりましたけれども、改めてきちんと理事長を選任すべきと皆さんからもご指摘をいただきまして、その中で本日の理事会で協議をいたしました。

結果として、3月31日からということで不肖私がこの広域圏の理事長に、そして副理事長には鴨川市の亀田市長さんということで選任されましたので、今後とも頑張ってまいりたいと思っておりますので、議員の皆様のご指導とご協力をお願い申し上げたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。ご報告とさせていただきます。

議長（鈴木直一君）

はい、ありがとうございました。それでは、本日は議員の皆様方にはご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日は議員全員の出席をいただいております。よって、平成29年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。それでは、直ちに会議を開きます。

日程の決定

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりといたします。

議案の配布

議案の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配布漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

本定例会の議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求に対し、お手元に配布のとおり出席報告がございましたので、ご了承願いま

す。

諸般の報告

この際、諸般の報告を行います。監査委員から「平成28年度一般会計の10月から12月分」に関する出納検査結果の報告と、理事長職務代理者から「交通事故における損害賠償額の専決処分」の報告がなされております。お手元に配布の書類により、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。4番議員、鈴木美一君。
鈴木美一君

はい。

議長（鈴木直一君）

2番議員、本橋亮一君。

本橋亮一君

はい。

日程第2 会期の決定

議長（鈴木直一君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と決定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

提案理由の説明

この際、本定例会の招集につき、理事長職務代理者より挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

理事長職務代理者（石井 裕君）

本日ここに、平成29年組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、極めてご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いいたします案件は、条例議案10件、補正予算及び当初予算の計12件でございます。その概要につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号「安房郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の

制定について」でございますが、県警の要請に基づき、暴力団を排除するため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の制定について」、議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の制定について」、及び議案第4号「安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」でございますが、情報公開の推進と個人情報の保護を目的に、条例を制定するものでございます。

次に、議案第5号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、県の人事委員会勧告に基づき、職員の勤務条件等を改善するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号「安房郡市広域市町村圏事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について」でございますが、職員の再就職の適正化のため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第8号「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、情報公開・個人情報保護審査会の委員の報酬を規定するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、国からの通達により災害時における消防手数料を減免するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、鴨川消防署の建物登記にあたり所在地の誤りが見つかったため、正しい地番に訂正する条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第11号「平成28年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)」でございますが、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正といたしましては、1億1,932万6千円を減額し、補正後の総額を37億8,590万1千円にしようとするものでございます。歳出の減額の主なものは、鴨川消防署庁舎耐震補強・大規模改修事業及び和田分署建設事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、議案第12号「平成29年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」でございますが、平成29年度予算案の総額は30億7,384万3千円で、前年度当初予算比較では8億5,387万7千円の減、率にして

21. 7パーセントの減額となりました。

減額の要因は、前年度に白浜分署建設事業、和田分署建設事業及び鴨川消防署庁舎耐震補強・大規模改修事業などの大規模事業があったことによります。

平成29年度の主な事業でございますが、構成市町の共同処理事業といたしまして、職員の共同研修及び採用試験事業373万8千円、救急医療対策事業9,830万9千円、火葬場運営事業9,657万4千円、粗大ごみ処理施設運営事業8,698万1千円などとなっております。

また、常備消防につきましては、鴨川消防署訓練塔補修工事1,139万2千円、天津小湊分遣所建設工事設計委託料等1,301万5千円、水槽付消防ポンプ自動車5,211万円、高規格救急自動車4,140万8千円などとなっております。

以上簡単ではございますが、私の挨拶並びに提案理由の説明といたします。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（鈴木直一君）

以上で、理事長職務代理者の挨拶及び提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第1号 安房郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定について

日程第3、議案第1号「安房郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

はい、ご説明申し上げます。資料につきましては、白い表紙の1番、「定例会議案」の1ページから4ページに条文等が掲載してございます。

本条例につきましては、暴力団の排除を推進し、住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、制定しようとするものでございます。

なお、本条例に関するものについては、すでに構成市町では制定又は施行している状況がございます。内容については構成市町のものと同様となっておりますので、よろしくお願いいたします。説明については以上でございます。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。なお、会議規則第46条により、発言は1件につき、一人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。質疑のある方は発言をお願いします。

榎本祐三君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、榎本議員。

榎本祐三君

「議案」の4ページの第14条、ここでは「この条例の施行に関し必要な事項は、理事会が別に決める」となっています。それで「議案」の15ページ、2号議案の情報公開条例では「この施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める」となっています。もうひとつは40ページを見てください。個人情報保護審査会の条例ですが、この14条では「必要な事項は別に定める」となっています。

何かこれ違いがありますか。他もそうですか。

事務局庶務係長（田村嘉教君）

はい、事務局庶務係長。

議長（鈴木直一君）

事務局庶務係長。

事務局庶務係長（田村嘉教君）

この条例のそれぞれについて書き方が別々になっていますのは、それぞれ決める機関が理事会であったり、情報公開では実施機関ということで理事会の他に消防長や監査委員が実施機関になっていますので、それぞれ必要な事項を決める機関が違いますので、そういう書き方になっています。

榎本祐三君

わかりました。終わります。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第1号「安房郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第4 議案第2号 安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の制定について

日程第5 議案第3号 安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の制定について

日程第6 議案第4号 安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第4、議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の制定について」、日程第5、議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の制定について」、及び日程第6、議案第4号「安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」は関連がありますので、一括して議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

説明申し上げます。条文の方が「議案」の5ページから16ページまでが情報公開条例、17ページから37ページまでが個人情報保護条例、38ページから40ページに情報公開・個人情報保護審査会条例が記載してございます。

これらの条例を制定いたしまして、保有する公文書の開示請求をする権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に努めるため制定するものでございます。これらの条例に関しては、すでに構成市町では制定、施行しておりまして、内容については同様のものとなっております。

なお、手数料等については「議案」の15ページの下段に記載してございますが、この料金については4市町のうち3市がこの額になっておりましたので、その額と同様といたしております。

また、個人情報保護条例における罰則に係る内容ですが、36ページの49条から37ページの52条までございますが、罰則内容については、4市町で同じ内容でございましたので、それと同様となっております。この罰則規定については、検察庁との協議を行った上で決定したところでございます。説明については以上でございます。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

本橋亮一君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、本橋議員。

本橋亮一君

議案第4号の個人情報保護審査会条例ですが、「審査会は委員5人以内をもって組織する」という第3条がございますけれども、これはどのような方が委員になれるのですか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

現在5人以内ということで条例の制定の中で謳っておりますが、3名ということで考えております。この3名については弁護士1名、司法書士2名を現在考えているところでございます。以上です。

議長（鈴木直一君）

いいですか。

本橋亮一君

わかりました。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。これより採決いたします。まず議案第2号「安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

次に、議案第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

次に、議案第4号「安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第7 議案第5号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7、議案第5号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第8、議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は関連がありますので、一括議題といたします。それでは内容の説明を求めます。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

はい、ご説明申し上げます。議案書の41ページと42ページに勤務時間等条例の改正案、43ページから47ページまでが育児休業等条例の一部改正案がございます。それともうひとつ、「議案説明資料」の1ページから3ページまでの間、新旧対照表がございますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

今回の改正についてでございますが、平成28年の人事院勧告に基づく改正でございます。主な改正内容が二つございます。

一つ目は育児休暇、育児短時間勤務、育児休業の対象とする職員が養育する「子」の範囲について、現在は職員と法律上の親子関係がある子に限られていましたが、民法の規定による特別養子縁組の成立により職員が看護するもの、また児童福祉法により養子縁組里親である職員に委託されている児童等、法律上の親子関係に準ずる関係にあるものについても「子」の範囲に含まれるということになります。要するに拡大されたという事でございます。

また二つ目は介護休暇についてですが、千葉県に合わせ1の要介護状態ごとに3回以下、かつ通算3年の範囲内とし、休暇の単位は1日または時間単

位で1日4時間という方法で改正をすることになります。

この他、職員の育児休業等に関する条例の改正の中で、現在、雇用はございませんが、非常勤職員の育児休業取得について、併せて整理をするものがございます。

説明については以上でございます。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

榎本祐三君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、榎本議員。

榎本祐三君

今まで非常勤の職員については、育児休暇の該当はなかったが、これから非常勤の職員でも育児休暇の該当になるという解釈でよろしいですか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

これまでは非常勤職員の採用はございませんでしたので、この決め事はありませんでした。しかし今回の改正の中で今後、非常勤職員の採用の可能性もあるということで、一度、一緒に位置づけておくということで整理してございます。

榎本祐三君

はい、わかりました。今局長が言われたように、今後広域でも非常勤の職員ということを考えていく必要があると思うので、前もってこのような条文を入れたということは良いことだと思います。今後ともそういう目でやっていただきたいと思います。終わります。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。これより採決いたします。まず議案第5号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

次に、議案第6号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第9 議案7号 安房郡市広域市町村圏事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について

日程第9 議案7号「安房郡市広域市町村圏事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

それでは説明いたします。条文の方は「議案」の48、49ページでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布、平成28年4月1日から施行され、改正後の地方公務員法では退職管理者を適正に確保するための規定が新たに設けられました。

このことから営利企業等に再就職した元職員の業務上の働きかけの規制、及び再就職情報の届出等、必要な事項について新たに条例を制定するものでございます。以上です。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第7号「安房郡市広域市町村圏事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について」、原案の

とおりに可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第10 議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10、議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

「議案」の方は50ページをご覧ください。今回の改正でございますが、本日の議会議案第4号「安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例」の制定に伴いまして、審査会を位置づけることからこの委員の報酬を新たに加えるものでございます。以上でございます。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

本橋議員。

本橋亮一君

先ほどもちょっとお聞きしたのですが、審査会の委員が3名ということですが、次年度の予算書で弁護士委託料というのが64万8千円計上されています。それはこの弁護士の方の費用ということによろしいですか。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

弁護士委託料の方は別でございます。これは顧問弁護士委託で、この審査委員は委員報酬で、また別の計上でございます。

本橋亮一君

それとはまったく別ということですね。

事務局長（渡辺俊幸君）

弁護士委託料とは全く別でございます。

議長（鈴木直一君）

本橋議員。

本橋亮一君

この9,500円というのは日当みたいな形になっているのですか。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

案件が出た場合に、会議を開いた場合の1回あたりの費用でございます。

議長（鈴木直一君）

ではまとめてお願いいたします。本橋議員。

本橋亮一君

じゃあ弁護士さんも司法書士さんも皆一律9,500円ですか。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

そうです。

本橋亮一君

終わります。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第11 議案第9号 安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11、議案第9号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

消防長(川上良之君)

消防長。

議長(鈴木直一君)

消防長。

消防長(川上良之君)

議案第9号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、ご説明いたします。議案は白色の表紙、1番の「第1回定例会議案」の51ページとなります。また、黄色の表紙、2番の議案説明資料の9ページの新旧対照表を併せてご覧ください。

この条例の一部改正につきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、国から「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続について」の通知を受け、所要の改正をしようとするものでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

議長(鈴木直一君)

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。栗原議員。

栗原保博君

第5条に「理事長が特別の理由があると認めるものについては、規則の定めるところにより手数料を減額し、又は免除することができる」とありますが、この特別の理由に相当するものというのはどういう場合ですか。

消防長(川上良之君)

消防長。

議長(鈴木直一君)

消防長。

消防長(川上良之君)

これにつきましては、規則で定めてございますが、災害復旧のために行われるもの、若しくは公益上特に必要が認められるものとなります。以上でございます。

栗原保博君

わかりました。

議長(鈴木直一君)

他にございませんか。

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第9号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第12 議案第10号 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12、議案第10号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

消防長(川上良之君)

消防長。

議長(鈴木直一君)

消防長。

消防長(川上良之君)

議案第10号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましてご説明いたします。議案は白色の表紙、1番の「第1回定例会議案」の52ページとなります。また、黄色の表紙、2番「議案説明資料」の10ページの新旧対照表を併せてご覧ください。

この条例の改正につきましては、鴨川消防署の位置を鴨川市横渚1, 450番地から鴨川市横渚1, 393番地に改正しようとするものでございます。鴨川消防署の位置につきましては、昭和58年の開署以来、鴨川市横渚1, 450番地とされておりましたが、今般、改修工事を実施し建物登記を行う際に、地番の錯誤が判明いたしましたので、今回の改正を行おうとするものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

議長(鈴木直一君)

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

(「ありません」の声あり)

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第10号「安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第13 議案第11号 平成28年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第5号）

日程第13、議案第11号「平成28年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

ご説明申し上げます。今回の補正予算の額でございますが、「議案」の53ページに記載がございます。歳入歳出それぞれ1億1,932万6千円を減額し、総額を37億8,590万1千円とするものでございます。併せて繰越明許費及び地方債の補正を行うものでございます。

補正の内容についてでございますが、黄色い表紙「議案説明資料」の11ページに記載をしてございます。額の大きな事業のところでございますが、鴨川消防署の改修工事で5,670万円、和田分署の建設工事で4,441万5千円でございます。

大分大きな補正となりますが、これについては当初予算額の算出時においては、実施設計が完了していなかったため、基本設計に基づいて積算を行いました。工事の実施に際しては実施設計に基づいて詳細な積算を行った結果、予算額と設計額において差が出たもの、また併せて入札残によるものでございます。

また消防設備等整備事業における和田分署に配備の高規格救急自動車においては車両本体を民間企業より寄付を受けたことによる減額となっております。

また、繰越明許費の補正についてでございますが、11ページ下段に記載

のとおり天津小湊分遣所建設工事に係る用地取得について、年度内の完了が見込めないことから追加しております。

また、地方債の補正についてですが、12ページの上段に記載のとおり消防施設整備事業費の減額に伴う補正を行おうとするものでございます。

以上です。

議長（鈴木直一君）

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

榎本祐三君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、榎本議員。

榎本祐三君

あとの予算書で言おうと思っていたが、先ほどのお話ですと白浜分署は29年度内に完成しますよ。4月ごろには競争入札になると聞いたが、白浜分署そのものの予算というのは、29年度の予算書には入っていない。かといって繰越明許しましたという天津小湊みたいなこともないのだけれど、この予算についてはどこに明記されているのですか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

白浜分署の工事につきましては、28年度予算で計上してございます。その中で設計等に日数を要しまして、12月に繰越明許の措置をしております。

榎本祐三君

失礼しました。

議長（鈴木直一君）

はい、他にご質疑はありませんか。

鈴木美一君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、鈴木議員。

鈴木美一君

繰越明許費の天津小湊分遣所の建設事業2,857万6千円について伺います。これについては私も最初に出たときに、この土地取得については鴨川

市が取得するんですよと聞いておりました。

もう場所も決まって、私は測量と地質調査も終わっていると認識しているのですが、今回の鴨川市の異動で防災課長とか補佐とか異動になりまして、その辺が心配でお伺いします。どの程度まで交渉が行っていて、いつ頃、取得できそうだとこのことを把握しているのでしょうか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

今回の繰越明許として、全額を繰り越してございますが、実は補正予算を策定後、用地交渉が進みまして、対象が6名おるわけでございますが、そのうちの4名、4件についてはすでに契約を終りまして、年度内に契約・登記をして、出納閉鎖までにお支払をする予定でございます。

残り2件については、実は個人ではなく債権ということで東京都と民間の会社が持っておりますので、現在それについて協議を重ねております。まだいつというところまでは行っていないのですが、29年度予算で調査、測量設計を計上してございますので、少なくともそれが年度内に完成するまでの6月、7月を目途に、なんとか購入したいということで、交渉して行きたいと考えております。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。

はい、本橋議員。

本橋亮一君

11ページの補正予算の説明書で、はしご車のオーバーホールがこの項目にあるが、196万8千円。これは減額はわかるが、実際にはどれくらいの金額がかかるのでしょうか。

消防長（川上良之君）

消防長。

議長（鈴木直一君）

消防長。

消防長（川上良之君）

オーバーホールにつきましてはおよそ3、200万円です。

本橋亮一君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、本橋議員。

本橋亮一君

昔は多分、はしご車が1台だったと思います。今、2台あって鳴川市と館山市に配備されていますが、無駄ということではないが、これから人口減、そして財政的にも大変になって来ると思います。

はしご車がまた年中、使われるようでは困るが、県内のはしご車の配備の状況、何か基準みたいなものがあるのですか。例えば面積とか人口とか。状況がわかったら教えていただきたい。

消防長(川上良之君)

消防長。

議長(鈴木直一君)

消防長。

消防長(川上良之君)

はしご車につきましては、建物の階数によりまして、その階数がエリア内に何棟あるかにより、はしご車が1台必要ですよという消防力整備指針がございます。あくまでも目標でございますけれども定められております。

本橋亮一君

わかりました。いいです。

議長(鈴木直一君)

他にありませんか。

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第11号「平成28年度安房郡市広域市町村圏事務組一般会計補正予算(第5号)」を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第14 議案第12号 平成29年度安房郡市広域市町村圏事務組
一般会計予算

日程第14、議案第12号「平成29年度安房郡市広域市町村圏事務組
一般会計予算」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長(渡辺俊幸君)

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

はい、説明申し上げます。まず資料として「平成29年度一般会計予算書」を1枚めくっていただいて、1ページをご覧ください。29年度の歳入歳出のそれぞれの予算でございますが、記載のとおり30億7,384万3千円でございます。

次に各費目ごとの主な事業についてご説明させていただきますが、資料については黄色の表紙「議案説明資料」の16ページをお開きください。

16ページから主要事業説明書ということで、主な事業名また金額について記載してございます。

はじめに総務費、「市町村共同研修事業」で314万7千円でございます。構成市町等の職員の資質、能力の向上を図るために計画的に研修を実施するものです。29年度においては、年間で8回、延べ日数で20日間の研修を予定しておりまして、講師派遣等の委託料を計上してございます。

次に「市町村等職員採用試験事業」59万1千円でございます。構成市町等の職員採用に係る統一採用試験を実施するものでございまして、千葉県市町村総合事務組合の負担金等を計上してございます。ちなみに28年度では、41名の採用予定に対し、253名の方が受験した状況がございます。

次に衛生費のうち「病院群輪番制病院運営事業」6,446万4千円でございます。これにつきましては休日や夜間における手術や入院を必要とする救急患者のため、二次救急医療機関に輪番制で診療を行っていただく事業です。

これについては安房医師会に委託する委託料でございます。1年前になりますが27年度実績事業において、年間1万2,425件、月平均34件の診療があったという実績がございます。

次に「在宅当番医制事業」269万5千円は、休日における初期救急診療患者のため、二次救急医療機関以外の医療機関に当番制で診療を行っていただく事業でございます。これについては安房医師会へ委託する委託料でございます。

次に17ページになりますが、「夜間急病診療事業」で2,365万円。これは夜間における初期救急医療患者のため、夜間急病診療部を設置しまして診療を行っていただく事業でございます。「社会福祉法人太陽会」へ委託する委託料として計上してございます。

次の「安房地域医療センター救急センター建設事業等補助事業」750万円でございますが、平成23年度に建設した安房地域医療センター救急セン

ター建設事業に対する補助金でございます。補助総額1億5千万円を20年に分割して支出するものでございます。

次「火葬場運営事業」として9,657万4千円でございます。安房聖苑及び長狭地区火葬場の火葬炉内の耐火材等の定期修繕料、また安房聖苑における大気質等の調査委託料、安房聖苑及び長狭地区火葬場の効率的な運営及び維持管理等を行うための指定管理業務委託料等を計上してございます。なお、年間の火葬件数でございますが、27年度実績になります。安房聖苑で1,594件、長狭地区火葬場で578件、計2,171件という実績がございます。

次、18ページになります。「粗大ごみ処理施設運営事業」で8,698万1千円でございます。処理施設における破砕機、金属プレス機、供給コンベア等の機械の修繕、また建物内の電気配線修繕を行う修繕料、また処理施設の定期的な運転と日常の維持管理を行うための運転等業務委託料を計上してございます。

次の「ごみ処理広域化推進事業」90万4千円につきましては、事業の円滑な推進を図るため、関係市町の住民の方に対するごみ処理施設に対する認識と事業に対するご理解をいただくために、講演会や処理施設の視察を行うための経費を計上しております。

次19ページ、5款、消防費のうち「消防施設等整備事業」では、鴨川消防署の訓練塔が老朽化し、腐食が著しいため、その補修事業実施のための設計及び管理委託料、並びに工事請負費で1,139万2千円。

天津小湊分遣所の津波対策のための移転事業における建設費の測量調査及び施設設計業務委託料として1,301万5千円。耐震診断が未実施の分遣所が4施設ございますので、この4施設の耐震診断委託料として756万円。

次、20ページ、同じく消防施設等整備事業のうちの鋸南分署について、老朽化が著しいことから改修工事を実施するための設計委託料270万円、津波対策のために署所の移転が完了及び完了予定の和田分遣所及び白浜分遣所の旧施設の解体事業実施のための設計管理委託料、並びに解体工事請負費で2,123万4千円を計上してございます。

次に「消防設備等整備事業」1億218万2千円におきましては、天津小湊分遣所配備の水槽付ポンプ車更新、白浜分署配備の高規格救急自動車の更新やその他、車両2台の更新及び積載資材の購入を計上してございます。

次、21ページ「防災基盤整備事業」4,497万5千円では、119番通報の受信や救急車の無線管制塔の通信指令業務を共同で行っている共同指令センター運用経費負担金で2,786万1千円。また、消防救急デジタル無線の円滑な運用を図るため、千葉県消防救急無線設備の維持管理負担金1,

7 1 1 万 4 千円を計上してございます。

歳出については以上でございます。続きまして歳入予算でございますが、予算書 8 ページをご覧ください。

ここにそれぞれの項目ごとにございますが、1 の分担金及び負担金で 2 7 億 9, 9 5 9 万 1 千円を計上、構成市町からの事業に対する負担金ということでございます。各事業の負担金の内訳については、説明欄に記載してございます。

また、各市町の負担金額でございますが、予算書 3 2 ページに各費目ごと、また事業ごとの市町村別負担金ということで表になっております。この中で、負担金の算出方法、いわゆる負担金割合についてもここに記載してございます。下段には、この負担金を算出するための人口やそれぞれの事業に対する件数も記載してございます。これをもとに各市町の負担金を計算して計上しているということでございます。

次、予算書の 8 ページにお戻りください。2 の「使用料及び手数料」3, 4 8 7 万 2 千円の主なものとして、火葬場及び粗大ごみ処理施設の使用料となっております。

続いて 9 ページになります。6 「諸収入」1、2 2 8 万 2 千円、これは粗大ごみ処理施設における処理後に発生する鉄やアルミニウム等の売上代等でございます。

次に「組合債」1 億 3 0 0 万円は、消防施設及び消防設備等の整備事業に充当する事業費でございます。

歳入についての説明は以上です。

最後になりますが、予算書の 3 1 ページをご覧ください。地方債の残高を記載してございます。2 9 年度末の見込み額でございますが表の右端になります。合計の欄、2 6 億 6, 2 7 0 万 3 千円となっております。本年度 2 8 年度末の見込み残高が表の 2 番目、前年度末現在見込額に記載がございまして、2 8 億 5, 0 7 7 万 4 千円でございますので、比較いたしますと 1 億 8, 8 0 7 万 1 千円の減額となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

議長(鈴木直一君)

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

鈴木美一君

はい。

議長(鈴木直一君)

はい、鈴木議員。

鈴木美一君

10ページ、歳出の一般管理費、職員給料3,223万7千円の内容についてお伺いたします。この職員は各構成市町からの多分、出向されている方だけですか、それとも広域市町村圏事務組合としての職員の方はいらっしゃるのでしょうか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

この総務費の一般管理費の給料でございますが、すべて各市町から派遣されている職員の給与でございますが、ここに計上してある職員につきましては、事務局の方、現在10名いますが、そのうちの総務費で計上しているのは7名おります。あと3名については、衛生費の方で計上してございます。以上です。

議長（鈴木直一君）

はい、鈴木議員。

鈴木美一君

これは前々から申し上げていますが、年間30億円から40億円の予算規模で、それだけのお金を動かして、構成市町から出向している方が少なくても3年、4年で変わってしまうという組織ではなく、今後、これは検討してもらいたいが、やはりプロパーの職員を採用すべきだと私は思います。そういうことについて、今回は予算なので違うかもしれませんが、今後、検討していく必要があるのではないかと思います。

というのはやはり10年後、プロパーの職員がいないと、まったく記録に残されてない部分は全くわからなくなってしまう。「あの時、こうでした」と言えるような、ある程度わかる職員が私は必要だと思います。そういうことについて、是非、検討をお願いしたいと思います。以上です。

議長（鈴木直一君）

他にありますか。

榎本祐三君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、榎本議員。

榎本祐三君

予算書の8ページと先ほどの32ページ、衛生費で「ごみ処理広域化推進

負担金」2, 825万8千円を予算として計上されています。32ページにあるようにそれぞれの市町の負担割合が示されていて、館山市は1012万3千円が入っているわけですね。

今回、館山市はこのごみ処理広域化の事業から離脱するということになる、これが認められることになった場合、この負担金は変わってくると思う。その辺のところは、もしこれからそうなった時には補正していかなければいけないと思っている。

これは事務局に言う話ではなく、今、鈴木さんからもお話があったように、やはりこの広域の組織そのものがこれから広がっていくのではなく、必ずしぼんでいく状況になるわけですから、今までわれわれとしては14~15万人の人口の問題で考えていたが、もうすでに13万人を切るような状態だ。これから10年後といったら本当に10万人しかなくなる。

そういう組織になっていくわけですから、組織全体としてこれからどうして行くのかということを実際に考えていかなければならない。

先ほど私はちょっと臨時職員の話をしましたけれど、やはり各市町については、なるべく臨時職員でやってもらおうとやっている。そういう面も含めて、これから10年後の広域というものを考えた場合に、こういう部分はこうだねと理事会でも話をしてもらいたいし、われわれ議会も皆、話していかなくてはならない。

特に継続してできないという部分は、われわれ議会も今回ごみ処理の問題で猛反省をして、各議会とも必ず1名は残っていくんだというやり方にしたわけですね。

そういうことを考えると、本当に今回のごみ処理の館山市の離脱をひとつの契機にして、私が今縷々申し上げたことについても、もう一回検討していただきたいし、われわれも検討したいと思っています。以上です。

議長（鈴木直一君）

すいません。本日の会議は17時までとなっておりますけれど、審議時間に時間を要するため、あらかじめ延長したいと思いますよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

では異議なしと認めます。では事務局長、お願いします。

事務局長（渡辺俊幸君）

すいません。先ほどの榎本議員から館山市のごみ処理広域化の負担金の部分ですが、これは予算のときに申し上げればよかったのですが、この予算査定時においてはまだ館山市の今後のごみ処理広域化についての事業がはっきりしていなかった段階でしたので、3市1町の負担金は今までどおりで算定してございます。

今後、状況によりましてこの負担金については、いわゆる清算というか補正をさせていただくことになると思います。以上です。

榎本祐三君

終わります。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。

鈴木美一君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、鈴木議員。

鈴木美一君

11ページの区分の13、委託料の一番上「弁護士委託料」64万8千円についてお伺いたします。多分、この委託料については新しく出てきたと思う。ということは、今までこの安房郡市広域市町村圏事務組合では、顧問弁護士がいなかったということで、私は認識しています。

それで、例のごみ処理のごみ処理場建設の問題について、4人か5人の弁護士に相談したら駄目だということで、これが必要ではないかということで今回計上されたと思います。

これまで何回も質問しているが、弁護士が必要だと思うような案件というのは、私はあったと思います。それなのに今まで顧問弁護士がいなかった。顧問弁護士がないということは、どんなふうに弁護士と相談して決めたのか。その都度、お金を払って相談しているということですよ。この弁護士料というのは一人の方だと思いますが、月いくらでしょうか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

予算の中では月5万4千円で計上してございます。しかしながら、顧問弁護士料としては各市町に伺った中で計上してございますが、例えば館山市等に状況をききますと、やはり相談日を設定して実施しているという状況の中で、そういう額で契約しているということでございますので、今後、回数だとか相談案件等も含めてお願いできる弁護士さんとの協議の中で、金額については決定をしていく。

ただし、顧問弁護士ということでこちらで適時、相談にいけるような立場になっていただくということで、今後、弁護士の方と金額についても協議を

していきたいと考えています。

鈴木美一君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、鈴木議員。

鈴木美一君

ありがとうございます。それでひとつお聞きしたいのは、昨年、一昨年で
すか、弁護士さん4人か5人に相談したと、その時の費用はどのくらいかか
っているのですか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

すいません。明確な資料がなくて申し訳ないのですが、先ほど言っただい
ゆる入会地の判断をするために聞いた件については、時間もそれほどかか
なかったということで、確か無料で相談したということを記憶しております。

それと、今年度に入りまして、住民監査請求とか出まして、その対応につ
いては1回3万円程度となっています。

鈴木美一君

もう1回、いいですか。

議長（鈴木直一君）

はい、鈴木議員。

鈴木美一君

大変重要な案件のときに無料で相談できたという関係の弁護士さんがいる
のでしたら、私はこの費用は全く要らないのではないかと思います。その4
人か5人の弁護士さんに相談したのは大変重要な案件ですよ。入会地に絡
んで焼却場の建設が続けられる、続けられないという大事な問題のときに、
無料で相談できる弁護士さんがいたら、こんなの必要ないのではないか。申
し訳ないけど。

もしくはそれを重要だと思っていないから、無料で相談できるような簡単
な相談で済んでしまったと私は思っています。申し訳ないけど。言わせても
らえば。その辺の見解はどうですか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

その当時は入会地の相談というよりも、このような状況にあり、ご意見を伺わせていただきたいというような、しっかりとした相談というよりも、ご意見を伺いたいということで、何人かのご意見をいただいた中で、判断していくという方法。こういうことをどう思いますかという形でございましたので、無料相談ではございませんが、そういうふうに相手方も受け止めていただいたということになります。

鈴木美一君

納得できないですけど、いいです。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。

榎本祐三君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、榎本議員。

榎本祐三君

今のは局長、各市町で契約されている弁護士さんに聞かれたのではないの。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

違います。要するに土地問題に詳しいという方を探して、その方にご意見を伺った、判断を仰ぐためのご意見を伺ったということです。ある人にとっては10分、15分とか、そういうレベルで説明をして意見を伺ったという人もいます。

榎本祐三君

わかりました。終わります。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。はい、渡邊議員。

渡邊信廣君

2点質問させていただきますが、「説明資料」の16ページ、4番、衛生費の「病院群輪番制病院運営事業」の中に「二次救急の医療機関9施設の輪番により行う診療事業」とありますが、6、400万円、この9施設がどこの病院か教えていただきたい。

2点目はわれわれの地域のことになりますが、「説明資料」の20ページ「鋸南分署改修設計業務委託」ということで、これからすると耐震補強ではなく、改修建て替えということによろしいでしょうか。

事務局長（渡辺俊幸君）

事務局長。

議長（鈴木直一君）

はい、事務局長。

事務局長（渡辺俊幸君）

まず私の方から病院群輪番制のことについて、9施設ということですが申し上げます。国保鋸南病院、富山国保病院、赤門整形外科内科、館山病院、小田病院、伊藤胃腸科クリニック、東条病院、鴨川市立国保病院、安房地域医療センターの9施設でございます。

消防長（川上良之君）

消防長。

議長（鈴木直一君）

はい、消防長。

消防長（川上良之君）

鋸南分署改修工事についてのご質問でございますが、鋸南分署につきましては、防水工事を含む改修工事としております。以上でございます。

渡邊信廣君

はい。

議長（鈴木直一君）

はい、渡邊議員。

渡邊信廣君

建て替えじゃあなく改修ということですね。

消防長（川上良之君）

消防長。

議長（鈴木直一君）

はい、消防長。

消防長（川上良之君）

はい。改修工事でございます。

渡邊信廣君

わかりました。

議長（鈴木直一君）

いいですか。

渡邊信廣君

はい、よろしいです。

議長（鈴木直一君）

他にありませんか。

（「ありません」の声あり）

ご質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより採決いたします。議案第12号「平成29年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。

消防長（川上良之君）

消防長。

議長（鈴木直一君）

はい。

消防長（川上良之君）

恐縮ですが、答弁の訂正を1件お願いいたします。先ほど議案第11号におきまして、はしご車のオーバーホールの金額につきまして、本橋議員から質問がございました。

その回答で「およそ3,200万円」と申し上げたところでございますが、3,672万円にお詫びして訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（鈴木直一君）

本橋議員、いいですか。

本橋亮一君

はい、了解しました。

閉会宣言

議長（鈴木直一君）

では以上をもちまして、平成29年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後5時11分 閉会